

県立特別支援学校の生徒の死亡事案に関する調査報告について

1 調査の目的

令和元年5月17日に発生した名取支援学校高等部生徒の通学バス乗車中の死亡事案について、生徒の病状や発生時の対応状況等について確認・検証し、更なる安全確保策の強化を図るもの。

2 調査の方法

- (1) 通学バス乗車に関する書類調査
- (2) 関係者（学校・バス会社）からの事情聴取
- (3) 医療的ケア運営会議からの意見聴取

※ 医療的ケア運営会議とは、県立特別支援学校における医療的ケアの安全かつ安定的な実施や、複雑化・高度化するケアへの適切な対応等について、有識者等により意見交換を行う会議。

3 調査の結果

(1) 通学バス乗車に関する書類調査の結果

<緊急時対応マニュアルについて>

- 緊急事態全般に係る連絡系統フロー図と、「発作・けがおよび容体急変時の具体的な対応」を示したものの2種類が規定。
- 現場の保安要員の判断ではなく、校長の判断、指示の下で救急車要請を行う内容。

<当該生徒の病状変化等について>

- 小学部に入学当初から通学バスを利用。中学部の途中から医療的ケアを開始。
- 医療的ケアの開始にあわせ、通学バス利用の継続について検討。主治医の「体調が良好であればバス乗車可能」との意見等を踏まえ、継続と決定。
- 高等部進学以降も、主治医指示書を元に通学バス利用者として認定。
- なお、高等部進学の際、病院併設の西多賀支援学校への転校について保護者とともに検討したが、名取支援学校高等部への進学を決定。

(2) 関係者からの事情聴取の結果

<事案発生時の対応状況等について>

- バス保安要員は、マニュアルに従い、当該生徒の異変に気づいてすぐに学校に架電。
- 庁務職員が、電話を受け、マニュアルに従い、すぐにバス担当教員に取り次ごうと職員室に電話したが、校内で移動中のバス担当教員をすぐにつかまえられず、電話取次に時間を要した。
- バス担当教員は、保安要員からの連絡を受け、マニュアルに従い、第一教頭に知らせるため職員室に電話したが、すぐにつかまえられず、第一教頭に報告するまでに時間を要した。
- 第一教頭は、バス担当教員からの報告を受け、校長に確認の上、担任教諭及び養護教諭に現場に向かうよう指示した。
- その後、校内で話を聞きつけた特別支援教育コーディネーターが、第一教頭に救急車を要請すべきと進言し、それを受けて、第一教頭は、校長へ救急車の要請を進言した。
- 校長は、保安要員に電話をし、救急車の要請を依頼した。
- 保安要員は、校長からの依頼後すぐに119番通報した。
(保安要員から学校が報告を受けて、ここまでに16分を要した。)

(3) 医療的ケア運営会議からの意見聴取の結果

- 救急車要請の判断を速くすることが重要。
- 現場の保安要員の判断で救急車要請できるようにすべき。その際、オーバートリージでも問題なしとすることが大事。
- 看護師がスクールバスに乗車するのが望ましいが、看護師不足は深刻。
- 医療職ではない保安要員が判断しやすいように、講習やパルスオキシメーター（血中酸素飽和度測定機）の配備等、具体的な対策が必要。
- 通学バス乗車の可否は、学校、保護者、主治医の顔が見える関係の中で決めることが大事。
- 長時間の通学バス乗車はリスクなので、乗車時間の短縮を図るべき。

4 問題点、課題等

- 現場の保安要員の判断で速やかに救急車要請ができない緊急時対応マニュアルになっていたこと。
- 保安要員からの受電後、関係職員の居場所の確認や伝達に手間取っていること。
- 当該生徒は喀痰による窒息のリスクがあることについて、校内で情報の共有が図られていなかったこと。
- 通学バスの乗車に当たって、乗車困難な体調不良時のより具体的な判断基準や、乗車中の体調の確認方法を定めていなかったこと。
- バス会社との委託契約書に、事故等が生じた場合、現場の判断で救急車を要請することが明記されておらず、学校毎に異なる対応となっていたこと。

5 更なる安全確保策（案）

(1) 事案発生時の適切な対応

- 緊急時は、保安要員の判断で救急車要請を行うことを徹底する。（事案発生後に、全校で緊急時対応マニュアルの修正済み）
- 通学バスに係る危機管理対応マニュアル作成のチェックシート等を作成し、定期的に同マニュアルの点検・整備・見直しを実施する。
- パルスオキシメーターを通学バスに配備する。
- 各学校の電話回線の増設等を検討する。

(2) 関係者間の密接な連携

- 学校、保護者、主治医の年1回以上の話し合いの場を設ける。
- 学校医等の意見を聴取し、医療的ケア対象児童生徒の病状等の正確な把握に努める。
- 学校内で、医療的ケア対象児童生徒の健康管理に関する情報の共有化を徹底する。
- 保護者、主治医等の意見を参考に、児童生徒毎に通学バス乗車中の安全配慮事項等を定め、保安要員と情報を共有する。

(3) 通学バス運行に係る全体的な対応

- 保安要員が緊急と判断したときは、自ら救急車要請を行うよう、委託契約書の仕様の見直しを行う。
- 通学バス乗車時間の短縮のため、通学バスの増便を検討する。
- 学校の看護職員が同乗する通学バス又は専用通学車両の運行の可能性について、看護師確保方策も含め検討する。